

<既に口座をお持ちのお客様用>

### 配当金振込指定書(新規・変更)

平成 年 月 日

安藤証券株式会社 御中

裏面記載事項をご参照のうえ、太枠の中だけご記入ください。

この振込指定を株式会社証券保管振替機構(および上位の口座管理機関)を通じて会社(株主名簿管理人)に取り次いでください。

【配当金受領方法】 欄のいずれかに✓マークをしてください。

- 私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、裏面に記載の枠内の同意事項に同意のうえ、**株式数比例配分方式**により受領いたします。
- 私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、**登録配当金受領口座方式**により受領いたしますので、**全額**下記の振込口座指定欄のとおりお振込みください。

株主 (必須記入欄)	[ ] [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]	電話番号( )-( )-( )
	住所	
	氏名 又は 名称	
		(お届出印)

登録配当金受領口座方式を選択される場合のみ、下記振込口座指定欄にご記入願います(ゆうちょ銀行では「登録配当金受領口座方式」の取扱いはできません。)

振込口座指定欄

銀行 口座	金融機関名				本支店名			
	金融機関番号		店番号		預金種目		口座番号	
					普通 (総合口座) 当座		1 2	

口座 名義 人	フリガナ											

この書類の写し(コピー)をお客様ご自身で保管していただき、欄に必ず✓マークをしてから原本にてお申し込みください。

私は、この申込書の内容をよく理解して申し込み、控えのための写しを手元に保管しています。

社用欄 以下には何もご記入しないでください。

部店	扱者	顧客コード

担当者印	入力者印	確認者印

入力日

## 【ご注意】

1. この振込指定書は、お客様1名につき1枚ご記入ください（振替株式等が記載又は記録されている一の証券会社等へ提出すれば、他の証券会社等への提出は不要です。）。
2. この振込指定書は、必ず当社へご提出ください。
3. この振込指定書の提出の際には必ず当社のお届出印を押印いただきます。また、所定の本人確認手続きを行う場合がございます。
4. すでに個別銘柄指定方式を選択されていて、その後、株式数比例配分方式または登録配当金受領口座方式を指定される場合は、先の個別銘柄指定方式は解除されたものとして取扱います。
5. 登録配当金受領口座方式をご指定の場合には、振込口座指定欄の銀行口座欄に店番号、預金種目（該当のものを で囲む）、口座番号、口座名義人（フリガナ）も明記してください。  
なお、記載内容に相違があった場合には、配当金が入金されない場合もあります（ご指定された金融機関名・口座番号の確認は、最後に振込指定書を提出された証券会社等にお問い合わせください。）。
6. 登録配当金受領口座方式の振込先としてゆうちょ銀行の口座を指定することはできません。
7. 登録配当金受領口座方式をご指定の場合において、銀行等預金口座を変更される場合や配当金受領方法を変更する場合は、新たに振込指定書をご提出ください。この場合は、表題の変更の箇所に 印をお付けください。  
この振込指定書が配当金の基準日までに提出されない場合は、ご指定の方法による配当金のお支払いが次回の配当金からとなることもあります。
8. 特定口座内で上場株式等の配当金と譲渡損失との損益通算を希望される場合は、以下の条件を満たす必要があります。
  - ・上場株式等の配当金の受領方法を「株式数比例配分方式」にご指定いただくこと
  - ・特定口座（源泉徴収あり）を開設されていること平成22年1月以降に特定口座（源泉徴収あり）を開設の場合、源泉徴収選択口座内配当等受入届出書（開始）でご指定いただく必要があります。

株式数比例配分方式を指定する場合は、次の事項に同意していただく必要があります。

1. 株主様ご名義の振替口座簿に記載または記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を当社に委任すること。
2. 株主様が他の証券会社等において振替株式等を所有する場合は、当該他の証券会社等の口座に記載または記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を、当該他の証券会社等に委任すること及びその旨を当該他の証券会社等および株式会社証券保管振替機構に振替制度の階層構造を通じて通知すること。
3. 配当金を代理して受領する証券会社等の名称、証券会社等の配当金受領口座および証券会社等ごとの受領割合等について、会社による配当金の支払いのつど、株式会社証券保管振替機構が会社（株主名簿管理人）に通知すること。
4. 会社が株主様の受領すべき配当金を、株式会社証券保管振替機構が会社に通知した証券会社等に対して支払った場合は、会社の配当金支払債務が消滅すること。
5. 証券会社等が代理受領した配当金は、証券会社等の定める振替株式等に関する約款に従い株主様ご名義の口座に入金すること（入金取引残高報告書等でご確認ください）